

資料

フェミニズム法学教育者
インタビュー（その1）*

岡野八代、澤 敬子、内藤葉子、藤本 亮、眞鍋佳奈、南野佳代、望月清世**
（五十音順）

インタビュー対象者***

1. Mary Becker (De Paul University college of law)
2. Cynthia Bowman (Northwestern University school of law)
3. Christine A. Littleton (UCLA school of law, Chair of Women's Studies Program)
4. Catherine Mackinnon (University of Michigan law school)
5. Martha Minow (Harvard University law school)
6. Kathleen Sullivan, director of international liaison (American Bar Association in Chicago)
7. Jennifer Nedelsky (University of Tronto faculty of law, Canada)
8. Denise Reaume (University of Tronto faculty of law, Canada)

1. Mary Becker 教授とのインタビュー（デ・ポール大学にて、2003年9月3日）

Q：いつからフェミニズム理論を教え始めたのか。また、現在どのようなクラスを担当しているか。

A：教え始めたのは、80年代後半からだ。70年代には、実践的な女性問題に関する講義はあったが、理論はまったく存在していなかった。一般的にもフェミニズム理論がロー・ス

クールで教えられ始めたのは、70年代後半になってからである。たしかに、平等に関する議論はされていたが、決して理論的なアプローチがあったわけではない。70年代の議論は、裁判所における平等概念がいかなるものか、を分析するものであった。マッキノンが『職場におけるセクシュアル・ハラスメント』を出版して、平等概念の批判を初めて行ったとってよいだろう。ようやく80年代に入り、

* この調査は、科学研究費補助金基盤研究(C)(1)「ジェンダー法学のアカウンタビリティ——アメリカの先駆者たちに見るその軌跡——」(15530082) (研究代表者：京都女子大学現代社会学部澤敬子) による調査の一部である。

** 執筆者の所属は、以下である。(2005年6月現在)

岡野八代	立命館大学法学部	助教授
澤 敬子	京都女子大学現代社会学部	助教授
内藤葉子	京都女子大学現代社会学部	非常勤講師
藤本 亮	静岡大学大学院法務研究科	助教授
眞鍋佳奈	森・濱田松本法律事務所	弁護士
南野佳代	京都女子大学現代社会学部	助教授
望月清世	九州大学法学部	元助教授

*** インタビュー対象者のうち、Mary Becker と Cynthia Bowman は、フェミニズム法学のロー・スクール用テキストであるケースブック (Cases and Materials on Feminist Jurisprudence: Taking Women Seriously 2nd West Publishing. (2001)) の編者である。

フェミニズム法学が始まった。

現在わたしは、4～50人の学生を教えている。小さなセミナー形式のクラスと、講義形式のクラスだ。学生には、期末ペーパーを課して、試験はしていない。ペーパーでは、講義を通じて関心をもったケースを取りあげ、フェミニズムの理論に照らしながらそのケースに応えるような問いを課している。

Q：ロー・スクールでフェミニズム理論を教え始めて、どのような問題に直面したか。あるとすればそれは、学生、あるいは教授のいずれから生じてくる問題か。

A：他の教授からは、フェミニストであるとして見下されることがある。学生はむしろ、興味を示している。フェミニズム理論に関心を持つほとんどは、女性の学生たちであるが、フェミニズム理論を受講しに来る学生からは、これといった敵意は感じられない。心がけていることは、いくつかのフェミニズム理論のモデルを示し、それについての議論をすることで、個人的な意見を直接論じないことである。

Q：学ばなければならない者たちは、講義をとらないのでは？

A：まさにその通り。

Q：法学部のあらゆる教科で、フェミニズム理論が教えられると望ましいのでは？ そもそも、ベッカー教授の専門は何でしたか？

A：ロー・スクールでのフェミニズム法学導入は、大学による。わたしの場合は、本校のカリキュラム編成のプロセスによって、とくにフェミニズム理論を教えることに問題はなかった。

わたしは、84年シカゴ大ロー・スクール卒業だが、専門は税法だった。ただ、その後の

シカゴ大での経験がわたしのフェミニストとしての意識を覚醒してくれた（笑）。現在教えているのは、契約法と家族法だが、今期は家族法を教え、来期は契約法を教える予定である。

Q：テキスト(Cases and Materials on Feminist Jurisprudence: Taking Women Seriously, 2nd)についての、それぞれの編者の担当を教えてください。

A：第二章と第三章、そして、第一二章の家族に関する一部分をわたしが担当し、Cynthia Bowman は、第一章を担当した。

A：わたしは、契約法のなかでジェンダー・スタディーズを教えているが、どれくらいのフェミニズム入門講座がロー・スクールのなかに存在しているのか、わからない。わたし自身も、学生間の反感を避けるために、特定の科目の中でしかフェミニズム理論を教えない。

A：最近、裁判所の中でフェミニズムに対するバックラッシュが存在している。判決のなかに、半フェミニズム的傾向が生まれつつある。

Q：デ・ポール大学のロー・スクールの規模はどのくらいですか。

A：約1,000人の学生がおり、また、デ・ポールでは専門毎に履修証明書を出している。たとえば、わたしの学生なら、家族法の履修証明書を取得する。各教科でどれほどフェミニズム理論が取りあげられているのかをみるには、憲法のセミナーにおける文献リストを見るのがよい。

2. Cynthia Bowman 教授とのインタビュー (ノースウェスタン大学にて、2003年9

月5日)

Q：NW 大学ロー・スクールでの、とくにフェミニズム理論に関するカリキュラムを教えて欲しい。

ボウマン教授（以下A）：批判的人種フェミニズム理論において、女性の権利や社会福祉システムについて教えており、また、ドメスティック・ヴァイオレンスについては、わたしが家族法で教えている。また、様々な関心をもった学生が、フェミニズム法学にだんだんと関心を示すようになってきている。ただ、留学生は、ビジネス法、商法、企業法により関心があるようだ。

また、わたしのセミナーでは、通常のセミナーとは異なる教育法 (alternative pedagogy) をとっている。最初にいくつかの小グループに分けて、まず自分たちで問題点や質問事項を考えさせる。その後、セミナー全体でそれぞれのグループの意見や質問事項を議論する、というように。自分たちの質問をまず考えさせ、それぞれの質問をまとめたあと、重要な質問を中心に講義を展開する。

Q：いつから、ロー・スクールで教えていますか。

A：わたしは、教え初めて15年になるが、11年ほど前に、数人の学生たちがフェミニズム理論を学びたいと訴えてきたことがある。学部長は新しいクラスを作るのを手伝ってくれたし、テキストの編者であるわたしたちは、市民講座も開いてきた。しかし、カリキュラム編成委員会では大きな議論がなされた。つまり、「フェミニズム理論は本当に法学と呼べるのか？」と。

Q：法学部では、十分フェミニズム理論が教えられていると思いますか。

A：ほとんどの教授は、十分なフェミニズムの文献を使用しているとはいえない。しかし、いくつかのクラスでは、すでにフェミニズム理論を取り入れている。

3. Christine A. Littleton 教授とのインタビュー (UCLAにて、2004年9月7日)

1. How do you evaluate law school education in U.S. in terms of feminist perspectives? How about UCLA Law school program?

十分ではない。もちろん、大幅に科目が増えたことは事実だが。ロー・スクールによっても現状はことなるが、トップクラスにランクされるところでは、少なくとも1~2のフェミニズム法学にかんするコースがある。(名称は Women in Law, Feminist Legal Studies など) 現在出されているケースブックは7種あり、定期的に改訂されている。

6人で1981年に始めて、今ではフェミニズム系法学雑誌は20種以上あり、2つの大きな conferences (学会) が25年続いてきた。公式の認知の流れができつつある。一時、UCLAにはフェミニズム法学者が集中していたが、全米にちらばった。今でも読書会は続けている。参考書としては AALS Directory がある。

目標としては、ひとつはフェミニズム法学者を養成すること、もうひとつはあらゆる法学科目がジェンダーを内包すること。

論文等の業績は膨大にあるが、その割には伝統的カリキュラムへの影響力は限られている。しかし、常に女性にたいして注意を喚起していくことで、少しずつ補強していくしかない。また、CLS, CRT, Queer studies などとも連携できることが素晴らしいことだ。

西海岸ではこの5年間は退潮傾向で、それ

はカリフォルニア州憲法の反AA修正に端的に表れている。平等は各々が必要なものを手に入れることであり、差別的システムは存続しているのに、中立性という神話が復活した。

2. In the Law School, who teaches the courses which focus on gender / feminist perspectives? (Their gender, race, ethnicity, qualifications)

オルセンが18年間教えている。そのほかにも、主たる関心はさまざまだが、9人ほどいる。ハーヴァードで学んだ人が多い。50名のフルタイム教員中女性は3割、うち11名は明らかに、フェミニズム、CRTなどに関心があり、教えているコースで女性の問題に配慮し、ジェンダーの視点を提示している。結構いることになるのかしら。学生は5割女性。

3. How and when did you get interested in feminist / gender studies? Any relations with Civil Rights Movement and Feminist movement (Women's liberation movement)?

学部生のとき Women's News Letter を編集していた。公民権運動もやっていた。ハーヴァード・ロー・スクールの2年のときマッキノンに教わった。

4. How long have you been teaching feminist / gender legal studies in Law School? Have you had any trouble with teaching the course? What is the composition of the students? How do you evaluate students who take the courses in terms of their interest, participation, and so on. How many students take the course in average?

21年教えている。「女性と法」と、契約法、賠償 (remedy) を教えている。「女性と法」の分野を専門として実務を行いたい学生が相

対的に多いが、多数派ではない。学生数は、多くて60人、少なくとも20人ぐらい。40人ぐらいのことが多い。

「女性と法」に関わる分野としては、公民権監視員 (civil rights monitor)、公益弁護士 (public defender)、弁護士、LAMBDA (ゲイ&レズビアンライツの法的援助団体)、レズビアン・ライツ・プロジェクト、全米法曹教育基金 (NOW の法曹再教育専門機関、National Legal Education Fund)、などがある。学際的視野が必要な専門分野なので、学内の他部門との連携で教育する必要がある。

一年生配当科目であるべき。学部生は一年次に必修でジェンダー関連の科目をいくつか履修するが、学年400人中80人が学部で女性学を専攻している。したがって、学部から進学してくる学生たちは、一定のジェンダー視点科目の履修経験はある。ただ、「女性と法」等の科目は必修にすべきであり、フェミニズムの視点からの法学的調査方法も学んだ上で、専門課程に進むべき。

5. When the feminist / gender legal studies were introduced as a course in the Law School, what was the faculty's attitude toward it? How is it now?

当初は、我が校にも1クラスあるべきである。最先端科目である、という評価。現在は、最重要科目ではないし、もっと新しいものはないか、という態度。

6. What kind of materials do you use?

ケースブックを使う。入手が容易なのは Becker によるもの。ただ、教材はどうか重要である。政策 (未来志向) と法 (現状) の両方を考えねばならず、学際的視野が必要なので、どの部分を選ぶかが問題になる

だろう。(一冊全部はカバーできない)

7. What is the difference between the undergraduates and Law students?

学部生は新しい発想に対してより受容性が高い。(ロー・スクール学生は発想が型にはめられがち) また、学部生は「フェミニスト」になるか、結婚して「奥さん」になるか、葛藤しているので、これらの科目に対する感受性が強いとも言える。

8. Do you require any courses before law students register your feminist / gender course? What are they?

先修要件はない。

9. What kind of career do your Law students take?

4で回答済み

10. Do you think feminist / gender legal studies have had any impact on the judiciary or legislators? What are the necessary courses in legal professional education to get the prospective lawyers interested in gender equality? In Japan, Law schools offer little feminist jurisprudence courses, and few students show interests in the courses, most of them seeking for the bar exam techniques.

司法に影響を与えうる途は二つある。ひとつは州のジェンダー平等タスクフォース、弁護士会等による再教育。二つ目は、LSでの男性学生への教育により、女性と法分野で仕事をしていなくても、ジェンダーの視点を身につけた弁護士がいることで、違いが出てくる。それと、裁判官にも娘がいるから。奥さんのことには気がつかなくても、娘がいろんな分野で仕事をしたい、そのとき平等に扱っ

てやってほしい、とは思うものだから。

ただ、政権による最高裁判事の悪い任命(bad appointment)のせい(女性、マイノリティが少なすぎ、極右ばかりになっている。保守やりベラルはまだ結構なほう。)で、特に最近家族法分野で悪影響が出ている。「中立的基準」が強制や強要となりうるということを理解していない。

4. Catherine MacKinnon 教授とのインタビュー (ミシガン大学にて、2003年9月13日)

Q: 日本では、司法試験合格人数が制限され、多くの学生が司法試験に落ちるとされているので、学生はフェミニズム理論をとらない。もし、あなたも同じような現象に気づいたことがあれば、教えていただけますか?

A: そうした問題について知りたいのであれば、本当にフェミニズム理論をロー・スクールで始めた研究者に話を聞くべきだ。誰が始めたかを知るべきだ。数人の先駆者に実際に聞いてみるべきで、今までインタビューしてきた人は、すでにフェミニズム理論が確立された時期に始めた人たちだからだ。ロー・スクールでオリジナルな仕事を本当に始めた人が、そうした質問に本当に応えることができるはずだ。まずあなたが気づくべきなのは、わたしが最初の本を出した頃、あるいはSingsで「しか」理論を出せなかった頃、そうしたところに法学雑誌以外で理論を発表していた人たちの仕事です。

ロー・スクールで大切なのは、憲法、不法行為、契約、財産、刑訴といった主要な分野でフェミニズム理論を組み込むことである。ロー・スクールはほんの少しフェミニズムを

付け足してはいるが、主流の講義は何も変わっていない。たとえば、ミシガンではわたし以外のフェミニスト理論専門を雇用していない。そうした現状について、わたしは論文に書いている。ロー・スクールは多くが変わったが、フェミニズム理論のスタッフの数についてはさほど変わっていないといえる。

Q：現在のシラバスをいただくことはできますか？ 現在の学生数は？

A：集中講義なので、現在は120人くらいです。

Q：ここ数年はフェミニズム理論に対する関心が低くなっていると聞いたのですが、それについてどう思いますか？

A：わたしの学生については、そうは感じない。もし、「女性」問題を深刻にとらえ、核心に捉えれば、社会全体は変わる。しかし、フェミニズム理論家たちは、フェミニズム理論をアカデミックなものにしすぎて、現実とはまったく関係がなくなったものにしてしまった。無益だし、まったく価値がない。どうしてそんなフェミニズムに関心がもてるだろうか？ わたしは、まったく関心がない。

Q：ポスト・フェミニズムのこと？

A：そう。そうした理論家たちは、フェミニズムを周縁化してしまった。もし、「女性」を社会の中心に捉えれば、どんなに世界が変わることか。そのことをいかに、深刻にこうしたフェミニストたちが考えているのか。

Q：国際関係の分野では、まだフェミニズム理論には関心があるが、それは、国内の問題は解決されているといった印象を学生がもっているからではないだろうか。

A：それは、たんなる優越感の表れだ。どこでも女性は二級市民扱いだし、平等が何かまったく考えていない。つまり、いつでも現

状が平等だと考えている。どんな時代でも、「もう男女平等は確立された」とひとびとは言ってきた。そして、将来からみて、それは「不平等だった」と気づく。つまり、明日の世界からすれば、今日の世界はどんなに不平等なことか。平等一つみても、フェミニズムは今なお必要な学問でありつづけている。

Q：メールで個人的な経験について話したくはないが、組織上の問題についてなら語るといつてきたが、フェミニズム理論が分野として確立した後、何か問題が生じましたが。

A：そう、とても問題だ。というのも、わたしが教えているからといって、他の教員はフェミニズム理論を教えない。わたしがいなくても（他の人たちは学生たちに）教えないというのに。つまり、昔以上に、フェミニズム理論を教えずによい口実を与えている。どうしてかれらが教えないといけないのか？ フェミニズム理論は価値が低いのに。周縁的な問題なのに。みんな正統な学問をしたいし、教授職につきたい。学生にだって、そんな勉強をするな、って言っているし。わたしがどんな分野を研究していても、わたしはあくまでかれらにとっては、その価値が低いフェミニズム研究者であって、その分野の研究者ではない。

Q：学生もそう？ あなたがいるのに？

A：学生はそんなことはまったくない。学生の関心は多様だし、それに、わたしは実務家でもあるので、実務に関心がある学生も、理論そのものに関心がある学生も、フェミニズム理論には関心がある。

5. Martha Minow 教授とのインタビュー（ハーバード大学、2004年11月22日）

Historical Development of Feminist Jurisprudence

1. How has the Gender perspective been formed and developed in the U. S. legal theories? Please briefly explain its origin and its development.
2. How has Feminist jurisprudence been treated in a broader legal society?
3. How has this perspective been reflected upon the legal education?

女性がロー・スクールに行くようになったのは1960年代である。自分が1970年代半ばにロー・スクールに行った時には、ジェンダーの問題については何も授業はなかった。ロー・スクールで教えるようになった時には、何人かの女性がロー・スクールで教えるようになっており、一緒に集まるようになった。西海岸、東海岸で集まるようになり、自分達を“Fem Crits”と呼んでいた。これらの女性は Women’s Movement にたずさわっていた女性であり、フェミニズムの観点もここから入ようになってきた。バークレイで教えていたハーマ・ヒル・ケイは、この中の1人である。ケースブックも作成され始めていたが、(このようなフェミニズム法学の動きは) 政治的な動きと歩を同一にしていた。Gender Jurisprudence の中でも、gender neutrality と different voice の間で争いがあり、gender neutrality をどこまで主張すべきかという点についても論争があった。

Education

1. What courses, including non-Gender matters, do you teach at Harvard Law School?

2. From when have you specifically teach Gender Jurisprudence? Was there any objection or negative response to it at the Faculty meeting or at the Trustee of the University? If any, what sort of?
 3. What textbooks are popular among those who teach the Gender Jurisprudence? What is the first textbook in this area of study? What textbook do you use?
 4. How are the courses taught? Lecture (tending towards a systematic treatment)? Or discussion? We have always been concerned how to teach. What are your suggestions that your experiences have taught you?
 5. How many students are registered at the Harvard Law School? How many of them do you teach?
 6. Are students encouraged to take the lecture reflecting the feminist perspective?
 7. What kind of career do the students proceed after graduating Harvard Law School? Do you see any difference regarding their careers between the students who took feminist jurisprudence course and the students who didn’t take the course?
 8. Who is teaching Feminist Jurisprudence? Is it mostly female professors? What about the students taking the course?
 9. Are there any problems you faced since you began teaching Gender Jurisprudence? If any, from which side? On the side of the teachers? On students side?
- ・当初は、民事訴訟法、家族法の専門で、そ

- の後憲法もやるようになった。
- ・ロー・スクールに入学した当初からフェミニストだったと思う。それまでも、また現在も race, ethnicity の問題に興味があり、ロー・スクールに入学後に gender を付け加えた。ロー・スクールに入って驚いた。ハマ・ヒルがいたので、彼女のクラスに出るようになった。読書会を開くようになり、人数も増えていった。
 - ・ロー・スクールには、現在80名の教員がおり、そのうち11~12人が女性教員である。十分な数ではないが、私が入った時には60人中3名であってこれでも増えてきている。学生は半数が女性になっている。
 - ・フェミニズムを教えることに対する他の教員からの抵抗は、今でも時々あるが当初ほどではない。This is not balanced と言われることもある。同じように評価されるためには、女性は男性の2倍できないといけないというのは本当だと思う。
 - ・Feminist perspective をロー・スクールで教える際、Feminism をそれだけの科目で教えるやり方と、全ての科目において Feminist Perspective を取り入れるやり方があるが、私は、どちらかというと後者の方法を採用している。私自身は、gender & lawなどのコースを教えたことはなく、民事訴訟法、憲法、家族法を教える中で gender の perspective を他の perspective と共に教えている。(今日は陪審制度について教えており、その中でもジェンダーの観点について触れた)。今はキャサリン・バートレットによるケースブックもあり、他のケースブックも作成されるようになった。どのケースブックが一番売れているのかは分からないが、ハー

バードでは、「ジェンダーと法」というコースを継続的に教える教員はいない。大学側はそのような教員がいればいいと考えているようではあり、実際に探してもいるようであるが。

- ・なぜ①フェミニズムのコースではなく、②実定法の中でフェミニズムの観点を教える方を好むのかという質問に対しては、“because I am a practical person”であり、ストラテジーの観点から、フェミニズムを真面目に受け止めさせるためには、フェミニズムのコースではなく、多くの人がかかる手続法などのクラスで教える方が効果が高いと考えた。ロー・スクールは、実務家を育てる場所であり、「役に立つ useful」ことを教える場所である。実定法を教える中で教える方が、フェミニズムが「useful」であることを示せるし、メインストリームの中で教える方がよいと考えた。

①と②は両方採用した方がよい。それぞれに長所と短所があり、①のみでやると marginalize される危険性がある一方、②だと、フォーカスされない虞れがある。これは、男性も含めた組織が必要か、女性のみ組織が必要かという問題と一緒であり、両方必要である。

- ・昔は、それぞれの科目で教えると言っても教材がなかった。例えば、私が学生の時には、刑法の中でレイプ法は教えられておらず、なぜ教えないのかと教員に尋ねたところ、教材がないと言われたので、女性達で教材を作って持っていたこともある。現在はそのような問題はない。今は刑法、不法行為、憲法でもジェンダーの観点から教えられている。

- ・ソクラテスメソッドで教えている。ディスカッションさせることもあるし、ロールプレイをすることもある。
- ・1クラス80人。
- ・オーソドックスな実定法は1年生の必修科目となっている。ただ、現在、科目の履修を見直そうとしている最中。もっと公法を最初から学ぶ必要があるのではないかと考えている。沢山の学生が正義とは、社会変革とは、何かを学びたくてロー・スクールに来るが、これらについて話す十分な時間がないと感じている。
- ・公益的な活動に関心があった学生の多くが企業法務の世界に入るのは事実であり、その原因の一つは、法律を使ってどのように社会変革をすることができるのかということと十分に教えることができないこと、そして、(卒業後、学資ローンの)債務を支払う必要のある学生が多いという点にある。
- ・フェミニズムに関心がある学生は、コミュニティを助ける職業に就くことが多い。

Theoretical Points of View

1. How do you evaluate the significance of Feminist Jurisprudence or Feminism in the larger society or the legal society?
 2. How do you evaluate law as a tool for changing the society? Can law take an important role in Feminism?
 3. What do you recognize as the most important issue in Feminist Jurisprudence?
 4. Is there any academic community for Feminist Jurisprudence? How do you evaluate the significance of them as well as Feminist Law Journals?
5. Do you have a good communication with practitioners?
 6. What social conditions and what judiciary tendency, in your view, have impacted the feminist legal theories?
1. フェミニズム法は、法学一般に対して、影響は与えていると思うが、それほど大きな影響、例えば law and economics が与えたような影響を与えていない。キャサリン・マッキノンにはセクシュアル・ハラスメントについて大きな影響を与え、エリザベス・シュナイダーも性差別に関して大きな影響を与えている。その他の分野でも、憲法や不法行為、契約の分野でも影響を与えているが、カナダのフェミニストのように影響を与えていないと思われる。ただ、ギンズバーグ判事は、VMI (United States v. Virginia) のように多くの影響を与えた判決を書き、今では米国にも多くの女性の裁判官がおり、実務家の中でもフェミニズムの観点を持った実務家が沢山いる。
 2. このように、法は、社会を変革するツールであるが、a tool であって、全てを変えられるわけではない。同じように、法はフェミニズムにとって重要なツールであるが (特に reproductive rights, employment law)、ひとつのツールであり、政治的な運動等も重要である。私は、障害者のイシューを扱う際、何を「差異」として扱うのかという観点から見ているが、そのようなパースペクティブはフェミニズムにルーツがあると思っている。
 3. フェミニズムの中でひとつの重要な課題があるとは思っていないが、平等 equality

とは何を意味するのか、実質的平等 substantial equality なのか、というのは重要だと思っている。また、正義 justice の問題、法が正義 justice を供給 provide できるかという問題も重要な問題である。

4. フェミニズムの academic community は存在し、ジャーナルや学会等がある。また、就職口もある。昔は、フェミニズムを研究していると言うと就職できないから、それは言わない方がいい、誰もそれを真面目にとらないとアドバイスされていた。ただ、良いことは、昔から女性達のネットワークができており、今でもそれは生きていると思う。
5. 実務家とのコミュニケーションは、自分を取りたい程は取れていないが、存在する。昔の方が小さいグループだったので、コミュニケーションも取りやすかった。今では、大きな集団となり、グループがいくつも存在するようになった。ただ、マサチューセツ州の女性裁判官とはよく話しをしている。
6. 質問6については、様々な人が独自の観点から問題に対処しており、1つの問題を上げることはできない。女性に対する暴力、レイプの問題は、運動を1つにまとめる働きをしたと思うが。ただ、今では、多くの男子学生が女性の運動のために働きたいと言う意向を持っており、非常に良い傾向だと考えている。また、多くの男性が家事や育児をしたいと考えるようになってきている。
6. Kathleen Sullivanさんとのインタビュー（アメリカン・バー・アソシエーション、

international liaisonディレクター、2003年9月2日）

①I heard that your institution, ABA has a division of ABF, which also has some research projects. So, we wonder if your research projects include a project on curricula, related to gender or feminism. Or don't you have any report which show the historical development of gender-related curricular? If you don't have, we would like to check the curricula in general in US. Do you have any report on curricula at law schools or have you ever suggest what curricula law schools approved by ABA should have?

A:カリキュラムについての研究はもっていない。むしろABAでのロー・スクール評価は、もっと一般的なガイドラインで、大学の規模（空間的に学生の収容に十分か?）、学生に対する教員数、じっさいのバー・イグザムの合格率（75%以上）についての評価である。しかも、すでにフェミニズム法学は存在し必要だと考えられているのだと思う。

（ここで、アメリカにおける州ごとのバー・イグザムのしくみを説明してくれた。日本との司法修習の違いなど。合衆国での問題は、ロー・スクールの学費が高く、学生は学生時代の学費ローンを稼ぐために、金銭的に裕福になることを目指すことである。多くの者は、10年夢中に働き、その後燃えつきて弁護士を辞める）。

②We are also interested in the historical transition of the number of female scholars or students of law schools in US. For we guess that the female number of law schools have some influence on the gender-related curricula

and the interest in gender studies.

A：現在は、非常に多く、女性が占める割合が意識されることさえない状態。また、多くの女性法曹の組織もあり、それぞれの組織が自らの組織のための圧力団体として動いている。ABAのホームページからそれぞれの組織がどのような活動をしているのか、チェックすることができる。また、ABAからは、多くの組織に代表を送っていて、自らの主張を他の組織に伝えている。

③Also, do you have a program for reeducation of lawyers, which teach them gender related issues or cases?

A：様々な専門分野において、多くの再教育をしている。いつも、新しい問題が生じるし、新しい法律が必要になるので、学会を含めていろいろな勉強会が開かれている。

7. Jennifer Nedelsky教授とのインタビュー (トロント大学、カナダ、2004年9月7日)

Q：フェミニズム研究をロー・スクールで教え始めたときの経験を教えてください。また、とくに、政治学科と法学部との違いがあれば、是非聞かせてください。また、現在どのようなフェミニズム理論を教えてくださいか？

A：教え始めた80年代に、トロント大学のロー・スクールは非常に興味深い集中講義を、フェミニズム理論のために1週間もうけていて、それはブリッジ・プログラムと呼ばれ、すべての1年目の学生が必修科目としてとっていた。このコースはとても重要であって、フェミニズム理論は法学にとって非常に重要であると学生が気づききっかけとなっていた。しかし、このコースはどういうわけか、今は

存在しなくなってしまった。

この5年で、フェミニズム理論は衰退していると感じている。でも、その理由はよく分からない。だが、この傾向はわたしの同僚も感じていることだ。学生がすでに、ジェンダー・スタディーのことをすでに知っているとかんがえて、これ以上に研究の必要がないと思っているからなのか、あるいは、フェミニズム理論があまりインパクトがなくなったのか。

Q：Deborah Rhodeが、“no problem problem”といったことと同じか？

A：ハーバード大学ロー・スクールの教員、Janet Harry “Taking a Break of Feminism”という講演をしているが、どこかに論文として書いているはずだ。フェミニズムは誤った方向に進んでいる、と。すでに、わたしたちは、フェミニズムを争点とする必要はない。他の方法による解放をめざすべきである。

たとえば、クマラスワミがトロント大学に来たときに、世界中の多くの女性が困難に直面していることを講演してくれた。それはまた、福祉のカットで貧困にあえぐカナダの女性にも共通した問題である。しかし、学生は問題はカナダの外にあると考える。

New version of “no problem” problem だと言える。80年代以降、トロント大学ロー・スクールはとてもフェミニズムに対して理解をしめしてきた。さっきの質問の政治学との違いでいえば、ロー・スクールのほうが政治学部よりもフェミニズム理論に対する許容力がある、あるレベルでは。主要な政治学部では、フェミニズム理論を専門とする教員がいない(トロント大学でも)。つまり、ロー・スクールでは、フェミニズム理論が必要であ

るという認識が共有されていた。わたしの場合では、トロント大学に来たときにすでに、受け入れられている、と感じられた。

80年代後半から多くの法学雑誌はフェミニズム理論専門の雑誌を発行してきたが、どういふわけか、もうこれ以上いない、という印象がある。

Q：フェミニズム理論の制度化について、どう考えるか？ フェミニズム理論は、他分野に吸収されるほうがよいのか、あるいは、フェミニズム理論として確立されるほうがよいのか？

A：フェミニズム理論が始まったとき、みな考えたのは、もちろんあらゆる分野にフェミニストのパースペクティブが含まれるべきだ、と考えた。しかし、ここにきてわたしは、フェミニスト・パースペクティブのみを特化した講座が必要だと思い始めた。80年代教え始めた頃は、分析的というよりは、さまざまな文献をいれて、ある 이슈にたいするさまざまな見解を学べるようなことをめざしていた。ところが、いつのまにか、自分の講義はだんだんと通常の哲学的な（分析的）資料を選ぶようになってきた。どうしてそんな変化が起こったのか、うまく説明はできないけれど。

Q：女子学生の法曹、あるいは研究者としての進路について。

A：しばらくは忘れていたが、今ようやく気づき始めたのは、女子学生を励ますことがとっても重要だということ。いまだに、男性の教員は男子学生ばかりを目にかけている。

8. Denise Réaume教授とのインタビュー （トロント大学、カナダ、2004年9月7

日）

Q：あなたは、このロー・スクールで最初のフェミニズム理論を担当した教員と聞きましたが、まずジェンダー・スタディーズを導入しはじめたころの経験を教えてください。

A：まずは、小さなセミナーから始めて、関心のある学生をあつめながら、ジェンダー・スタディーズが新しい視点を与えてくれることを教えないといけない。

ここでの最初の頃の試みはいくつかある。

まず、1年生に必修プログラムとしてジェンダー・スタディーズを課す。選ぶ余地がないから。

それから、わたしたちはブリッジ・プログラムを始めた。それは、1週間まるまる、ある 이슈について、非常に真剣にジェンダー・スタディーズを学ばせ、ペーパーを書かせるものだった。しかし、これは期待したほどうまくいかなかった。なぜなら、他の教員がブリッジ・プログラムに参加してくれて、他の科目に活かしてくれればよいと思ったけど、かれらはまったく関心を示さず、むしろ、ジェンダーに関心がある学生に対しては、それはブリッジ・プログラムでやることだとして、自分の講義から彼女たちの質問を無視する口実にしてしまった。

Q：それが、ブリッジ・プログラムを止めてしまった理由ですか？

A：いや、もっと組織的な問題があった。毎年一つの 이슈にしぼって複数の教員が強力してプログラムをしていくのは、とても時間がかかることだったから。ブリッジ・プログラムの魅力は、時事的な問題をとりあげてそれを集中的に教えることだったから、毎年それを続けるのはとても難しい。

Q：あなたの専門はなにですか？ フェミニズム理論ですか？

A：フェミニズム理論とはいえない。ジェンダー・スタディーズに対するわたしの考えでは、法体系においては、男性と女性とは異なる帰結に直面することがある。法体系において、女性は不利な立場におかれる。したがって、わたしにとって、すべての法学者・法曹関係者は、ジェンダーによる差異に敏感になる必要がある。だから、フェミニズム理論が必要というよりも、すべての分野にジェンダーのパースペクティヴがいるのだ。ジェンダー格差について無関心でいれる司法関係者というのは、或る意味で考えられない。

Q：現在の講義は？

A：不法行為。わたしが現在学生に教えているのは、過去の非常にばかげてみえる判断を紹介して、いかに当時ジェンダーに無関心であったがゆえに、それがばかげているとは理解できなかったかを学生に気づかせている。つまり、そうした過去の判例を知らなければ、彼女たちもまた同じ過ちをしてしまう。

Q：ネデルスキー教授はフェミニズム理論の必要性を説いていたけど、それについてはどう思いますか？

A：わたしは、彼女とは意見が違う。ロー・スクールの学生はあまり理論には関心がない。おそらく日本でも同じだろう。フェミニズム理論のような深い議論が必要でなくて、もっと経験的なジェンダー格差を知ることが必要だと思う。たとえば、どれほどの女性が暴力にさらされているか、という統計上の数字だけでも知っていることは重要だ。とにかく、社会学的・統計的事実に気づくことが先決だ。それは、学生に大きな違いをもたらしている。

Q：つまり、ジェンダー・スタディーズはあらゆる分野に統合される必要があると？

A：フェミニズム理論はそうではないけど、ジェンダー・スタディーズはそう。フェミニズム理論はロー・スクールの多数の学生には理解できないだろう。

Q：ここでは、「多くの」教員がジェンダーの視点を取り入れているといえますか？

A：とても多いなんていえない。まず問題は、1年生の講義はほとんど男性がもっていることだ。必ず1年生の講義を2つ、3つでも女性が教えるべきだと思う。ジェンダー格差の問題は、単純に「社会正義」の問題である、と教えることのできる女性の教員がとても重要である。

Q：ここに来てから、「女性問題」に対するひとびとの関心、「女性問題」をめぐる環境は何か変化しましたか？

A：最初は非常によくなったが、また悪くなりつつある。実際に、80年代から90年代初めにかけて、非常にジェンダー・スタディーズは発展したとおもう。しかし、それ以降、ジェンダー・スタディーズに関心を持つ学生の数は減り続けている。全体的な政治状況もどんと保守的になり、また、就職に対する関心が高まってきて、それがロー・スクールでの学生の研究態度にも如実に表れている。ジェンダー・スタディーズでの 이슈はなかなか、弁護士の専門となるのに有利な分野ではない。こうした状況が変化するかどうか分からない。

Q：ジェンダー・スタディーズを導入するのに何か困難はあったのですか？

A：なかった。だって、どんな講義をするのかを誰にも話さなかった。不法行為の講義だ

けど、そこにジェンダーの視点をいれただけだし。

Q：何か学生から敵意を感じたことをありますか？

A：そう、必ず毎年「4人」非常に否定的な感想をだしてきた。

Q：わたしたちは、フェミニズム理論についてのケース・ブックを訳していますが、カナダにもそうしたケース・ブックがありますか？

A：残念ながらない。人口の差とマーケットの大きさの違いですね。

(以上)